

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物等（以下「建築物等」という。）について、法 2 2 条第 3 項による措置を命ぜられる者を確知することができないため、法 2 2 条第 1 0 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

呉市長 新 原 芳 明



1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 呉市内神町 1 0 2 番 1
- (2) 用 途 一戸建て住宅
- (3) 構 造 木造瓦葺平屋建

2 措置の内容

建築物等の全部（擁壁等の構造に影響する範囲を除く。）を除却すること。

3 措置を命じた理由

斜面崩落により建物が半壊し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。

4 措置の期限

令和 8 年 1 月 1 5 日

期限までに 2 の措置が履行されない場合、法第 2 2 条第 1 0 項の規定により呉市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物等の除却を行うときは、建築物等の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

呉市都市部住宅政策課 0 8 2 3 - 2 5 - 3 5 1 4